

定期購入トラブルにご注意ください!!

くるか。

SNSや販売サイトで「初回

無料」「お試し価格○円」と、

通常より低価格で購入できるこ

とを広告する一方で、定期購入

が条件となっている健康食品や

化粧品等の通信販売に関する相

談が、全国の消費生活センター

に寄せられています。

こんなトラブル事例があります

事例①

「初回980円のダイエット
サプリを注文したつもりが、3
か月ごとに届く定期購入になっ
ていた」

SNSで初回980円のダイ

エットサプリの広告を見てクレ
ジットカード払いでの注文した。

その後商品が届き、中身を確認

したら6箱入っていて、代金も

約2万円になっていた。1箱の

み980円で注文したつもりだ
ったが、申し込む際に「期間限

定クーポンプレゼント」を選択

したこと、約2万円の商品が
3か月ごとに届く定期購入にな
つていたようだ。解約したいが、

事業者の電話番号にかけてもつ
ながらない。どうしたら解約で

事例②

「低価格で購入したつもりが、
4回の購入が条件の定期購入契

約だった」

スマートフォンで、通常価格1

万円以上する美容液が、初回に

限り約2千円で購入できるとの

広告を見て注文した。しばらく

して商品が届いたが、同梱され

ていた納品書に、次回お届け予

定期についての記載があること

に気が付いた。販売業者に連絡

したところ、「初回を含め全4回

の購入が条件の定期コースにな

っている」と言われた。「そのよう

な注文をした覚えがない」と伝

えたところ、「解約を希望するな

ら約1万円の解約手数料を支払

う必要がある」と言われた。定期

コースであることも、解約手数

料がかかることも知らなかっ

た。解約手数料を支払わずに定

期コースを解約したい。

記に記載されています。商品
を購入する際には、必ず確認し、
契約条件に関する記載は全てス
クリーンシヨットで保存しまし
う。

よ。

□不安に思った場合や、トラブ
ルが生じた場合は?
消費者ホットライン188へ
相談しましょう。

●首長表明
市が設置する消費生活相談
窓口では、架空請求などの悪
質商法や商品の売買契約時に
発生したトラブル（消費者ト
ラブル）に関する相談をお受
けし、問題解決に向けた支援
を行っています。

□本当に1回限りの購入ですか?

□購入時に確認するポイント!

□定期購入の詳細は、通販サイ
トの「特定商取引法に基づく表

問 総務部総務課

67
・
1832

郡上市長 山川 弘保

令和8年2月1日



多重債務無料相談会 ~返しきれない借金にお困りの人へ~

開催日時 2月21日（土）午後1時～4時

場 所 岐阜県県民生活相談センター（岐阜市數田南5-14-53 O.K.Bふれあい会館1棟5階）

相談対応 弁護士、司法書士 等

相談方法 面接相談（相談時間は1人30分で、2日前までに電話予約が必要です）

予約・電話相談 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

受 付 月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口に相談ください！※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分：郡上市役所 土曜日：午前9時～午後5時：県民生活相談センター 日曜祝日：午前10時～午後4時：国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時（電話のみ） ※祝日・年末年始を除く。
可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ※祝日・年末年始を除く。